

報告第 5 1 号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 9 月 1 5 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 損害賠償の額
 1 4 万 4 , 5 6 2 円
- 2 専決処分年月日
 令和 4 年 9 月 6 日

(報告理由)

令和4年7月20日、東広島市立御薊宇小学校において、同校の職員が草刈りを行った際、使用していた草刈機が石を跳ね飛ばし、同校の駐車場に駐車していた軽自動車に当たり、当該軽自動車のフロントガラス等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

- ② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

- (1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 9 月 15 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 損害賠償の額
 46 万 4,350 円
- 2 専決処分年月日
 令和 4 年 9 月 9 日

(報告理由)

令和4年7月20日、東広島市立御薊宇小学校において、同校の職員が草刈りを行った際、使用していた草刈機が石を跳ね飛ばし、隣接する施設の駐車場に駐車していた軽自動車に当たり、当該軽自動車のリアガラス等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

- ② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

- (1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。